

菊池市飲食店取引事業者等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市飲食店取引事業者等支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、菊池市補助金等交付規則（平成19年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、令和3年1月14日から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として発令された熊本県独自の緊急事態宣言に伴う、飲食店等への時短要請や不要不急の外出自粛要請（以下「要請等」という。）による影響のため、売上高等が減少した卸売事業者、タクシー事業者及び運転代行業者を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この支援金の交付対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時金の申請（受給）を行っていないこと、かつ、熊本県時短要請協力金の対象事業者ではないこと。
- (2) 事業者のうち法人にあっては本店所在地が菊池市であること、個人事業者にあっては代表者住所が菊池市であること
- (3) 今後も事業を継続して行う意思を有すること。
- (4) 令和3年1月又は2月の売上額が、要請等の影響により、前年又は前々年同月比で50%以上減少していること（創業から起算して1年に満たない事業者については、対象月と対象月を除くそれ以前の毎月の売上額の平均を比較して50%以上減少している事業者とする。）。
- (5) 市税に未納がない者（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い徴収が猶予されているもの等は除く。）
- (6) 代表者及び従業員が、菊池市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する事業者又はこれに類する業種でないこと。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、規則第3条第2項に定める交付基準の補助率にかかわらず、1事業者につき、法人にあっては一律20万円、個人事業者にあっては一律10万円とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

2 支援金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする事業者は、菊池市飲食店取引事業者等支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 月別売上表(様式第2号)
 - (2) 確定申告書の写し
 - (3) 事業所が、飲食店と取引をしていることを確認できる書類(卸売事業者の場合)
 - (4) 一般乗用旅客自動車運送事業経営許可書(福祉運送事業限定を除く。)の写し(タクシー事業者の場合)
 - (5) 自動車運転代行業の認定証の写し(運転代行業者の場合)
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定及び確定等)

第6条 市長は、前条の規定による支援金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金を交付すべきと認めたときは、支援金の交付を決定し、菊池市飲食店取引事業者等支援金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により、補助対象者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により支援金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。